

節電チャレンジプログラム
2022（冬）
利用規約

2022年12月28日実施

生活協同組合コープこうべ

「節電チャレンジプログラム 2022（冬）」（以下、「本プログラム」といいます。）利用規約は、生活協同組合コープこうべ（以下、「当生協」といいます。）が実施するプログラムに関する取り扱いを定めたものです。

なお、国が行う電気利用効率化促進対策事業（以下、「国事業」といいます。）の取り扱いについては、別紙1で定めるものといたします。

1 本プログラムの内容

「コープでんき 基本プラン」をご契約中の組合員は、本プログラムに参加のお申込みをいただいた場合、「2 対象となる期間」に定める本プログラムの対象期間に、組合員が前年同月のご使用量と比較して3%以上節電した場合に「コピーポイント」の加算を受けることが出来るプログラムです。

なお、本プログラムへの参加お申込みをもって、別紙1で定める国の節電促進プログラムへの内容について同意のうえ、参加申込したものといたします。また、本プログラムまたは国の節電促進プログラムのいずれか1つまたは全部の参加申込のキャンセルはできないものといたします。

2 対象となる期間

2023年1月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）、2023年2月分（2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで）、2023年3月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。また、本プログラムの参加お申込み期間は、2022年11月1日（火）から2022年12月31日（土）までとし、「コピーポイント」は2023年4月下旬頃までを目途に加算するものといたします。

3 定義

当生協の電気供給約款【低圧】に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用いたします。

4 参加条件等

当生協は、組合員が以下のすべての条件を満たしたと当生協が判断する場合に、本プログラムを適用いたします。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当生協が必要と認めたときには、本キャンペーンを適用することがあります。

- (1) 本規約（別紙1を含みます。）のすべてに同意の上、本プログラムの参加お申込み期間内に参加フォームより参加のお申込みをいただき、当生協がこれを承諾したこと。
- (2) 「コープでんき 基本プラン」の契約情報に登録している組合員番号ごとに参加お申込みいただくこと。ただし、登録している組合員番号以外を参加フォームに入力された場合において、参加フォームに入力した契約名義が「コープでんき 基本プラン」の契約情報に登録されている契約名義と一致し、「コープでんき 基本プラン」を契約している組合員からの参加お申込みであると当生協が判断した場合に限り、参加お申込みがなされたものとみなします。
- (3) 複数の地点において契約をされている場合は、お申込みいただいた組合員番号に紐づく地点すべてにおいて参加お申込みいただくことに同意いただくこと。

- (4) 本プログラムの参加お申込み時点から「コピーポイント」加算時点までの間、継続して組合員であり、かつeふれんず会員であること。
- (5) 本プログラムの参加お申込み時点から本プロジェクト終了までの間、同一の需要場所で継続して「コープでんき 基本プラン」をご契約中であること。

5 プログラムの参加方法

本プログラム期間中に、参加フォームに必要事項をご入力し申しいただくことで参加いただくことができます。一度本プログラムへ参加申し込みを完了しますと、原則として「2 対象となる期間」に定める電気のご使用期間まで参加いただけます。

6 特典進呈対象の判定方法

- (1) 本プログラムでは、「2 対象となる期間」に定める本プログラムの対象期間において、各対象月に係る計量期間等の全期間で「コープでんき 基本プラン」の使用実績がある組合員が、(2)に基づき算定される1日あたりご使用量の前年同月比節電率3%以上を達成された場合、「7 特典内容および加算時期」に定める特典を進呈します。
- (2) 1日あたりご使用量の前年同月比節電率は、以下の計算式により算定します。

なお、節電率は、小数点以下第3位以下を切り捨ていたします。ただし、対象月の1日あたりご使用量が0kWhの場合、前年同月比節電率は0%とします。

1日あたりご使用量の前年同月比節電率 (%)

$$= \frac{\text{対象月の前年同月の1日あたりご使用量} - \text{対象月の1日あたりご使用量}}{\text{対象月の前年同月の1日あたりご使用量}} \times 100$$

- (3) 1日あたりご使用量は、以下の計算式により算定します。

なお、1日あたりご使用量は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。ただし、前年同月のご使用量がない場合は、「コープでんき 基本プラン」の過去各月の料金算定期間における平均ご使用量(2022年1月分:462kWh、2022年2月分:392kWh、2022年3月分:346kWh)を用います。

$$1日あたりご使用量 = \frac{\text{各月の料金算定期間におけるご使用量}}{\text{各月の料金算定期間における日数}}$$

7 特典内容および加算時期

- (1) 当生協は本プログラムに参加いただいた組合員(「コープでんき 基本プラン」の契約情報に登録している組合員番号)に対し、対象期間の「6 特典進呈対象の判定方法」に定める1日あたりご使用量の前年同月比節電率3%以上を達成された対象月ごとに、「コピーポイント」50ポイントを進呈いたします。
- (2) コピーポイントの加算は、2023年4月下旬頃までを目途に実施いたします。また(1)に基づき算出され進呈されるコピーポイントは、コピーポイントの進呈をもって通知にかえさせていただきます。

なお、コピーポイント進呈時点で、当生協を脱退もしくはeふれんず会員を退会している場合は、コピーポイントの進呈はいたしません。

8 取得するデータ

本プログラムにおいて取得した個人情報ならびに電力利用実績データは、当生協が定める「個人情報保護方針」に基づいて、適切に取り扱うものいたします。

9 規約の改定

当生協は、本規約の記載事項を変更する場合がございます。本規約の変更事項の内容は、当生協が定める方法に基づいて組合員へ通知いたします。

10 免責事項

当生協は、本プログラムに関連して、当生協の責めに帰すべき事由により組合員に生じた損害について、当生協に故意、重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものいたします。

11 注意事項

- (1) 「2 対象となる期間」において「コープでんき 基本プラン」を解約、または廃止が発生し、ご使用量の実績がない場合、節電率の算定をいたしません。
- (2) 本プログラムへの参加、お問い合わせにかかる通信料その他費用は組合員の負担となります。
- (3) 本プログラムは予告なく変更または終了する場合がございます。

以上

2022年11月1日 制定

2022年12月28日 改定

追加規約

(電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム)

「追加規約 (電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム)」(以下、「本追加規約」といいます。)は、生活協同組合コープこうべ (以下、「当生協」といいます。)が実施する国の「電気利用効率化促進対策事業」(以下、「国事業」といいます。)に基づく節電プログラム (以下、「国の節電促進プログラム」といいます)に関する取扱いを定めたものです。

1 国の節電促進プログラムの内容

本追加規約「4 参加条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけただけの組合員は、当生協から国事業公募要領に基づくポイント (以下、「国の補助ポイント」といいます。)の付与を受けることができます。

2 国の節電促進プログラムの期間

国の節電促進プログラムの期間は、2022年11月1日(火)から2023年3月31日(金)までといたします。また、国の節電促進プログラムへの参加お申込み期間は、2022年12月31日(土)までといたします。

3 定義

用語の定義は、「節電チャレンジプログラム 2022 (冬)」利用規約 (以下、「基本規約」といいます。)の「3 定義」を準用するものといたします。

4 参加条件等

当生協は、基本規約「4 参加条件等」および以下の追加条件の全てを満たし、同意した上で参加お申込みをしていただいた場合に、本追加規約を適用いたします。

【追加条件】

- ・「国の節電プログラム促進事業」の申込期間中に「節電チャレンジプログラム」(冬)にお申込みいただくこと
- ・eふれんず会員の組合員番号に紐づく全ての電気需給契約に係る個人情報 (需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号等)を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供することに同意いただくこと
- ・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性があることと事業の事務局が判断した場合に、当生協を通じた参加状況等の確認依頼に速やかに応じること
- ・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当生協を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること

5 参加特典付与の対象

参加お申込みをしていただいた e ふれんず会員に登録された対象の電気料金プランに係る電気需給契約の「需要場所ごと」に本追加規約「6 参加特典内容」で定める特典を付与いたします。ただし、この要件を満たさない場合でも、当生協が特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、特典を付与することがあります。

6 参加特典内容

当生協から、基本規約「7 特典内容および加算時期」に定めるポイントとは別に、国の補助ポイントとして「コピーポイント」2,000 ポイントを1回のみ進呈いたします。

7 参加特典付与時期

2023年1月末頃を目途に特典を進呈いたします。特典の進呈の通知については、コープでんきホームページでのお知らせまたは「e ふれんず会員」に登録されているメールアドレスへの通知、「コピーポイント」の加算実績等、当生協が定める方法に基づき通知いたします。

なお、当生協が特典の進呈手続きを開始した時点で、当生協を脱退もしくは「e ふれんず会員」を退会している場合、その他国事業の特典付与対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

8 節電達成特典付与の対象

節電への取り組みに継続的に参加し、基本規約「6 特典進呈対象の判定方法」に定める1日あたりご使用量の前年同月比節電率3%以上を達成された e ふれんず会員に登録された対象の電気料金プランに係る電気需給契約の「需要場所ごと」に本追加規約「9 節電達成特典内容」で定める特典を付与いたします。ただし、この要件を満たさない場合でも、当生協が特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、特典を付与することがあります。

9 節電達成特典内容

本追加規約「8 節電達成特典付与の対象」に定める全ての条件を満たした場合、当生協から、基本規約「7 特典内容および加算時期」に定めるポイントとは別に、対象月ごとに国の補助ポイントとして「コピーポイント」1,000 ポイントを進呈いたします。

10 節電達成特典付与時期

2023年4月末頃を目途に特典を進呈いたします。特典の進呈の通知については、コープでんきホームページでのお知らせまたは「e ふれんず会員」に登録されているメールアドレスへの通知、「コピーポイント」の加算実績等、当生協が定める方法に基づき通知いたします。

なお、当生協が特典の進呈手続きを開始した時点で、当生協を脱退もしくは「e ふれんず会員」を退会している場合、その他国事業の特典付与対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

11 注意事項

注意事項は、基本規約「11 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、基本規約に定めるところによるものといたします。

以上

2022年11月1日 制定
2022年12月28日 改定